

立川市柴崎市民体育館指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市柴崎市民体育館指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

立川市柴崎市民体育館

立川市柴崎町 6 丁目 15 番 9 号

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・鹿島建物総合管理共同事業体

東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで